

戦後日本の教育における平等主義理念の考察：教育の多様化政策と平等思想

著者	成松 美枝
雑誌名	東邦学誌
巻	35
号	1
ページ	89-95
発行年	2006-06-30
URL	http://id.nii.ac.jp/1532/00000100/

戦後日本の教育における平等主義理念の考察 — 教育の多様化政策と平等思想 —

成松美枝

目次

1. はじめに
2. 終戦後の教育の機会均等理念
3. 1960年代のハイタレント・マンパワー政策：後期中等教育の多様化
4. 1980年代の臨教審答申：個性重視の原則
5. 1990年代の総合学科設置
6. 2000年代の学校選択制導入とコミュニティースクール構想
7. おわりに

1. はじめに

我が国の都市部において学校選択制の導入が進む中で、義務教育段階でも各学校が「特色ある学校づくり」を進め「教育の多様化」を推進する方向にある。終戦後我が国は、教育基本法に定めた「教育の機会均等」の理念に則り、学習指導要領の下で総ての子どもに同一内容の教育を提供して「教育水準の向上」と「量的拡大」を図ってきたが、最近再び、義務教育において「教育の多様化」を進める動きが見られるのは何故か。本稿は、目的と対象を異にするとはいえ、戦後幾度かに及んで実施された教育の多様化政策と、これまで検討されてきた「教育の機会均等」の理念に関する理解の変化と、それを育む教育思想を歴史的に整理・総括することを目的とする。

2. 終戦後の教育の機会均等理念：量的拡大・水準の向上

すべての国民に教育の機会を開くという「教育の機会均等」理念は、終戦後、教育基本法3条に以下のように規定された。

①第3条（教育の機会均等）すべて国民はひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

②国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難なものに対して、奨学の方法を講じなければならない。

その後、基本法3条の機会均等理念に基づき、文部省は学習指導要領の規定によって教育課程の水準を維持しながら就学者の量的拡大を図るものとした。そこでは、共通する同一内容の教育をすべての子どもに提供することを最善とした「共通教育論」に基づく平等思想が重視されてきた [1]。

3. 1960年代のハイタレント・マンパワー政策：後期中等教育の多様化

1963年の経済審議会答申における「経済発展能力における人的能力開発の課題と対策」の

報告書では、教育において「能力主義」を徹底することが提唱された。当審議会は特に、学習指導要領を基準とした学力テストを実施して3～5%以内のハイタレント・準ハイタレントを早期に選抜・養成すること、経済政策上の人材受給計画に対応して子どもの「能力」に応じた人材の養成と配置を計画的かつ効率的に行うことが重要であると主張した[2]。経済界の要望に対応した中央教育審議会は1966年、「後期中等教育の拡充整備について」において答申を行い、「学科等のありかたについて教育内容・方法の両面から再検討を加え、生徒の適性、能力、進路に対応するとともに職種の特化的文化と新しい分野の人材需要とに即応するよう改善し、教育内容の多様化を図ること」を提唱した。実際に、普通高校を減らして職業高校を増やすこと、普通高校・職業高校を通じてコース制を強化することなど、地域経済の労働力需要に応えるためにわが国の高校教育の教育課程は多様に再編された。こうした60年代の教育の多様化を規定したのは、清水義弘氏に代表される以下のような教育の社会的機能を根拠とする教育理論であるという指摘もある[3]。

「社会の機能の一つに過ぎない教育は、自らその目的を規定する力も資格も有しない。教育の目的を規定するのは、現実の社会的諸力であり、なかならず時代の要求する社会力である」ので、「教育制度は国民ひとりひとりの教育要求をかなえその能力の開発向上を図るとともに、経済自立のための主体的条件を用意しなければならない。」

一方で宮原誠一氏は、「人間は文字どおりの意味で社会的動物であるばかりでなく、社会の中だけ自分を個別化できる動物である」というマルクスの言葉を引きながら「教育においては、「個人の発達の保障と社会的文化の二つの機能を統合する」ことが不可欠であるとする思想を

展開した[4]。一人ひとりの異なった才能・適性を社会的分業に統合させる為に高校教育の教育課程を細分化するという「平等主義理念」が我が国の高度経済成長を支えたともいえる。

4. 1980年代の臨教審答申：個性重視の原則

60年代以降実施された後期中等教育の学科・コースの細分化を通じた教育の多様化は、「個人の能力・適性に対応しつつ、職業の専門分化という社会的要請に即応する」ものとして実施されたが、学力試験結果と偏差値等による能力の選抜が生徒間に不本意入学や高校中退、あるいは激しい受験競争を原因とした多くの教育問題を引き起こしたと批判を受けた。こうした弊害を前にして、1970年代にはこれまでの多様化政策に見直しを迫られた。そして、1972年、日本経済調査協議会報告書『新しい産業社会における人間形成』は、脱工業化社会段階への移行に対応しうる人間形成のあり方として「生涯学習」の必要性を強調して以下の提言を行った[5]。

「生涯学習の視点に立って、従来の画一的な教育を打破すべきである。それは、一部に言われる英才をめざす差別的な学科コースの設定ではなく、多彩な分野における多様な個性の開花に対応する豊かな学習機会の提供である。」

そこにおいて、学校体系の分化は教育される者の能力・適性の差に応ずることを最優先にすべきであり、理想型としてはそのみが分化の基準とされるべきであると提示された。そこでは、職業的専門分化の要請に即応して教育を多様化することについての楽観主義的な見方はもはや影を潜めている。さらに、高校教育の多様化政策の根拠となった「社会的分化への即応」についても、経済・社会発展の為の人材需要の多様性に応じるという「現実の必要性」から正当化されるべきではあるが、どの学校系統のコ

ースをとっても最高段階の学校への進学機会を失わせてはならない、と強調している。その後、1984年に開設された臨時教育審議会は「個性重視の原則」を基本理念の一つに掲げ、教育改革の基本路線を設定した。審議会では、「これまでの我が国の根深い病弊である画一性、硬直性、閉鎖性を打破して、個人の尊厳、個性の尊重、自由・自立、自己責任の原則、すなわち「個性重視の原則」を確立すること等の提言が行われたが、これは、学校教育を社会・職業の分業的要請に対応するものとして理解するのではなく、「生徒の個性・能力をさせる」ことを最優先にすべきという教育の理念・思想を明確にした内容であったといえる。

5. 1990年代の総合学科設置：個性に対応する多様化

さらに、1990年第14期中央教育審議会答申においては、「生徒の学科選択の幅を広げる観点から主として普通科と職業学科に二元的に区分されている現行の学科区分を見直して多元的な学科制度とする必要がある」として、普通科と職業学科の外に、新たに両学科を総合した学科として「総合学科」の新設が提言された。その後、後期中等教育の総合学科は全国各地で開設が進んだが、こうした多元的な学科区分を提唱した背景には、明らかに中等教育の多様化政策がもたらした弊害がもはや無視しえなくなっているという事情があり、それまでの「教育の多様化」の実際が「職業的分化の要請」の従属という結果を来したことを反省していた。

しかしながら以下の黒崎氏の指摘にも示されるように、個人の能力の多様性を教育の多様化の根拠とすることによって問題が解決すると言わなければならない。

能力の多様性に基づく教育制度の分化は習熟度別学級編成の問題が抱えるような新たな教育

問題を生み出す。それだけではない。能力評価の一元的管理を特徴づけることができる能力主義の社会にあっては、「能力の多様性に基づく教育の多様化はそのまま職業的専門分化の要請に対応するものとして機能するからである」。こうした社会にあっては、職業的要請を基準にした生徒の進路の文化は必ずしも普通科と職業科という二元的区分を必要としない。むしろ第14期中教審の言う多元的学科区分は能力主義を原理とする社会により適合したモデルと言うことになる。この点では、中教審自身も次のように述べていた。我々は、自分自身の提出した改革案を大変につめたい目で勇気を持って振り返って吟味してみることにする。学校選択のチャンスを広げると約束したが、学校の種類を多様化することは、偏差値による序列再編成の力学が直に作動する現状では「多層化」に終りかねないだろう [6]。

第14期中教審の提言が日経調査報告書と比べて特徴的なのは、「経済的にある程度非効率になってもよいから、個々の人間の能力の開発に対し真に教育的な意味で効率的であること」を主張した点にある。中教審はこれを『「平等」と「効率」に関する新しい概念』と読んで自らの提言を、この概念の確立の提言であると言っている。しかし、その議論が今日の教育の現状に対して真に生徒の進路選択のチャンスを拡大するものとなっているかという点になると疑問を抱かざるをえない。

6. 2000年代の学校選択制導入とコミュニティースクール構想

(1) 2000年代の学校選択制導入による多様化

我が国では、義務教育段階の児童・生徒の公立小・中学校への就学に関しては、以下の学校教育法施行令に基づき、市町村教育委員会が設定する通学区域をもとにして「住所により、児

童生徒の入学する学校を指定する」制度が、長年施行されてきた。

「就学すべき学校の指定」

市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校または中学校が2校以上ある場合においては、前項の通知（入学期日の通知）において当該就学予定者の就学すべき小学校または中学校を指定しなければならない。（学校教育法施行令 一九五三年政令三四〇号）

前項で述べたように、1987年、当時の中曽根内閣の下に開設された「臨時教育審議会」において「個性重視の原則」が謳われ、児童・生徒間に個人の尊厳、自由・自律と自己責任を確立していくための一つの方策として、「通学区域の弾力的運用とその条件整備」が提言された〔7〕。当時の文部省は臨教審の提言を受けて「通学区域制度の弾力的な運用」を検討するように市町村教育委員会に通達を行ったが、市町村教育委員会による弾力的運用は殆ど進まなかった。

さらに、平成8（1996）年、橋本首相の諮問機関である行政改革委員会の小委員会が、「学校選択の弾力化」に向けた提言を行ったのを契機として、旧文部省は各都道府県教育長に対して「通学区域制度の弾力的運用について」と題する以下の通知を通達した〔8〕。

- ①通学区域制度の運用に当たっては、地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うこと、
- ②指定校の変更や、区域外就学については、地理的な理由や身体的理由、いじめの対応を理由とする場合の外、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認めるときは、保護者の申し立てにより、これを認めることができること、
- ③通学区域制度の仕組み等について、広く保護者や学校に周知することや、就学に関する相談体制の充実を図ること

文科省による「通学区域制の運用」に関する通知を受けて、平成12年度に品川区が「通学区域のブロック化」による「学校選択制」を導入して以来、「通学区域外の学校で子どもに適した教育を受けさせたい」という保護者の希望を積極的に認めていこうとする自治体が首都圏を中心に増加している。文部科学省の行った調査では〔9〕、平成16年11月現在、学校選択制を導入している自治体は、小学校の入学時段階で227自治体（全体の8.8%）、中学校段階で161自治体（11.1%）と報告された。選択制の形態としては、小学校段階では、特定の学校について通学区域に関係なく域内のどこからでも就学を認める「特認校形式」が最も多く74自治体と報告されているが、中学校段階では、特定の地域に居住する者について選択を認める「特定地域選択形式」が最も多く46自治体と報告されている。

各地方自治体は、学校選択制の導入を通して、生徒・保護者が多様な価値観の中から自らに合った学校を市民自らが選択でき、各学校が「多様な特色ある教育活動」を推進することにより、子どもたちの個性を伸ばし、いきいきと学校生活がすごせるようになることを導入効果として指摘している〔10〕。しかしながら、一方で、我が国の義務教育においてはどの学校も同じ様な教育内容と同じ様なレベルの教員を配置して均質の教育を目指しているため、「教育の多様化」を図る学校選択の導入がさほど進んでいないという指摘もある〔11〕。

(2) コミュニティスクール：新しいタイプの公立学校

一方、平成12年12月に内閣府に設けられた「教育改革国民会議」は、新しいタイプの学校として「コミュニティスクール」の開設を初めて提言した。ここで「コミュニティスクール」について国民会議は、以下のような内容を

報告している。

地域独自のニーズに基づき、地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校（コミュニティースクール）を市町村が設置することの可能性を検討する。これは、市町村が校長を募集するとともに、有志による提案を市町村が審査して学校を設置するものである。校長はマネジメント・チームを任命し、教員採用権を持って学校経営を行う。学校経営とその成果のチェックは、市町村が学校ごとに設置する地域学校協議会が定期的に行う。

さらに、内閣府に開設された総合規制改革会議は、平成15年3月、以下のように計画された「コミュニティースクール導入のための制度整備の推進」を文部科学省に対して提言した[12]。

新しいタイプの公立学校としてコミュニティースクールを導入することの意義は、教職員人事を始めとする運営・管理及び教育の実施について、学校、保護者、地域の独自性を確保する一方で、地元代表や保護者の代表を含む「地域学校協議会（仮称）」に対しアカウンタビリティーを負うことにより、社会や地域住民・需要者のニーズに応じた多様で機動的な学校運営を可能とし、独創性と想像性に富んだ人材の育成に資することにある。

これらの点を踏まえ、コミュニティースクール導入のための制度整備に関しては、例えばコミュニティースクールの設置手続、「地域学校協議会（仮称）」の設置と機能、都道府県教育委員会、市町村教育委員会及び地域学校協議会の教員任免等に係る権限の在り方等の点について、法令上の規定を設けることを検討する。

文部科学省は上記の提言を受けて、保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」と協議会を設置した「コミュニティースクール」を開設可能とするため、第159回通常国会において「地方教育行政の組織及び運営に関

する法律」を改正し、平成16年9月9日より施行するものとした。さらに平成17年度より全国29都道府県、2指定都市にある合計70校の「コミュニティースクール推進事業」を委嘱した[13]。

平成17年度の委嘱では、コミュニティースクールにおいては、校長・保護者・地域の代表者を含めた「学校運営協議会」が教職員についての人事権と予算の使途の決定権を持つこと、さらに教育課程等の学校運営に関する権限を掌握することが決められた。そして、コミュニティースクールは「地域と保護者のニーズに応える新しいタイプの学校」として導入が進められた。

7. おわりに

2001年11月、中央教育審議会は「新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について」と題する教育基本法の見直しを求め諮問を行ったが[14]、特に教育基本法第3条「教育の機会均等」に関しては、「一人一人の能力の伸長を図る」という視点から義務教育並びにその制度の在り方を検討する必要がある、という考えの下で「見直し」が諮問されている。一方で、こうした第3条の「見直し」への動きに対する懸念も大きい。例えば、日本弁護士連合会は、戦後教育は平等主義を目指し過度の画一主義に陥っているという認識自体が検討の余地があるとしながら、現在教育全般において生じている問題は、現行教育基本法の故はなく、現行教育基本法がその理念に即して実施されてこなかった結果であると考えられると非難の姿勢を示した[15]。

「社会的なリーダーを育て、リーダーを受容する社会をつくるために、『人は一人一人違っているということの価値を再確認して、一人一人が持っている能力・才能を伸ばしていく』という教育「改革」や、教育基本法の見直しを行

うことは、現行教育基本法の重要な理念を放棄することになるのである。・・のように、義務教育段階の子どもに対して「別々の教育」を教授することに対して、今なお抵抗を示す人々も少なくない。

国と地方自治体が経営する学校で、一律の教育を平等に万人に提供するという方法は、戦後、教育の普及・量的拡大と教育水準の向上を促がすのに貢献したが、90年代後半からは個々の生徒の「個性に対応する」目的で教育内容の多様化を促がす「学校選択制」が導入された。さらに、2000年代には「地方・地域の実態に対応する」目的で、公立学校の経営形態の多様化を促がす「コミュニティスクール」の開設が開始された。

確かに日弁連が指摘するように「画一化した共通教育が現在の公立学校の閉塞した状況を生み出している」と断定することは困難とはいえ、特に我が国の大都市部のように中間所得層の私立進学や公立離れが進む状況にありながら低所得層のみに教育の選択肢を与えず「共通教育」を継続することは、反対に「教育の機会均等」の原則を損ねることにもなりかねない。従って、東京都品川区の実践が示すように、学校選択の導入によって各校の教職員に創造的な教育実践を促し、個々の生徒に対して、彼らの「発達の必要性にふさわしい教育」を提供するのを認めることも一つの選択肢として必要であると考えられるのである。

引用文献

- [1] 黒崎勲、『現代日本の教育と能力主義－共通教育から新しい多様化へ－』、岩波書店、1995年、pp.6-7.
- [2] 梅澤収、第2章 教育制度、『教育行政学』、三輪定宣編、八千代出版、1993年、pp.29-43.

- [3] 黒崎、『現代日本の教育と能力主義－共通教育から新しい多様化へ－』、岩波書店、1995年、pp.27-32.
- [4] 同上、pp.33-38
- [5] 黒崎勲、『教育行政学』、岩波書店、1999年、pp.192-193.
- [6] 同上、p.194.
- [7] 臨時教育審議会、「教育改革に関する第4次答申(1987年8月7日)」第2章、教育改革の視点。
- [8] 文部科学省「小・中学校における学校選択制等の実施状況について」(参考1) 通学区域の弾力化に関する文部科学省の取組、鵜浦裕、『チャータースクール』アメリカ公教育における独立運動、剋草書房、2002年、pp. i - ii.参照。
- [9] 文部科学省ホームページ、小・中学校における学校選択の実施状況について http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/03
- [10] 多摩市、多摩市小・中学校の学校 URL:<http://www.city.tama.tokyo.jp/sitemap.htm>
- [11] Benesse、教育情報サイト「学校選択制、全国で1割に」、2005年4月 Vol.06.
- [12] 規制改革推進3か年計画(再改訂)、「コミュニティスクール導入に向けた制度整備」、平成15年3月、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/04122701/004/004.htm
- [13] 中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営の在り方について」、中央教育審議会、平成16年3月、<http://www.mext.go.jp/>
- [14] 中央教育審議会、「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興計画の在り方について」、平成15年3月20日。

[15] 日本弁護士連合会、「教育基本法の在り方に関する中教審への諮問及び中教審での議論に関する意見書」2002年9月21日。